

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成27年1月19日（月）17:33～17:55

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<提案者>

日高 雅近 大分県企画振興部部長

堀 俊郎 大分県企画振興部国際政策課課長

和田 隆志 大分県企画振興部国際政策課主幹（総括）

<事務局>

内田 要 内閣府地域活性化推進室長

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

（議事次第）

1 開会

2 議事 留学生人材の就職拡大による地域中小企業の活性化

3 閉会

○藤原次長 少しお時間押しておりますので、続きまして大分県の方々においでいただいております。

大分県からは企画振興部長の日高様ほか、2人においでいただいております。

夏にも御提案いただいているようでございますけれども、御承知のとおりこの春をめぐりに国家戦略特区の二次指定、いわゆる地方創生特区の指定を検討するという事で総理からも指示をいただいておりますので、せっかくいただいた提案につきまして候補地として今回、ヒアリングをさせていただく運びにさせていただいている。そういった状況でございます。

時間が限られており6時までということでございますので、10分、15分程度で御説明いただいた上で意見交換という形にさせていただきます。

資料の中身と御発言、基本的には公開という位置づけにさせていただいているのですが、

よろしゅうございますでしょうか。

本日は八田座長が御欠席でございますので、代理としまして原委員に進行をお願いしたいと思っております。原委員、お願いいたします。

○原委員 お越しいただきありがとうございます。

では、どうぞよろしくをお願いいたします。

○日高部長 御紹介いただきました、大分県の企画振興部長の日高雅近と申します。

本日は御説明の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。資料に従いまして、早速説明に入らせていただきます。

大分県の提案でございますけれども、留学生人材の就職拡大による地域中小企業の活性化というふうになんか名前をつけました。地域の経済を支えているのは中小企業でございます。大分県の企業の99.9%を中小企業で占めているという状況でございます。大分県では企業誘致を積極的に進めておりまして、経済活動の基盤を拡大し、その上で中小企業に存分に活動してもらう中小企業の振興策を以前から取り組んでおります。

経済活動の基盤を拡大するというところで企業誘致を進めてきたと申しましたけれども、平成15年度から25年度までに235件の企業誘致を行い、1万5,402人の新たな雇用機会を創出できました。企業誘致を進めますと、その企業が地元の中小企業に部品を発注したり、サービスを購入してビジネスの機会がふえたり、また、従業員や家族の衣食住の需要が出てきたりと経済活動の基盤が大変に広がってくることになり、我が大分県の中小企業の活性化が進むこととなります。大分県でこのように企業誘致が進んだ背景の1つが東芝、キヤノン、新日鐵住金、住友化学、ダイハツ、昭和電工など多くの産業が立地しておりまして、産業の集積が集積を呼ぶということでございます。

グローバル化する経済環境の中、地方の中小企業も国際的な展開を考えていく必要があります。その点、大分県に留学生という1つの大きな切り札があると私どもは考えております。

お手元に用意させていただいた資料の左側を見ていただきますと、人口当たり日本一の留学生数とあります。現在、大分県には82カ国・地域から3,385人の留学生がいます。実は大学、高専に在籍する外国人留学生の人口当たりの比率は福岡はもとより、東京、京都を上回って日本一が大分県でございます。この数字に大きく寄与しているのが大学やおんせん県おおいたの中核、別府市にある立命館アジア太平洋大学（APU）でございます。学生の半数が留学生、日本語と英語の両方で授業を行うことで大変高い評価を得ております。一昨年5月には安倍総理にも大学に足を運んでいただきまして、留学生と意見交換をしていただきました。

せっかく大分にいるこの留学生を大分で活用したいというのが私どもの気持ちであります。県としても県内企業とのマッチングに力を入れておりまして、本年度は県内の商工会議所と連携して県内企業に直接留学生を連れていきました。留学生側もぜひ日本で働きたいとアピールしまして、企業側もその熱意、日本語力、真面目さなどに改めて注目してお

りました。視察先には福祉施設など従来余り考えられていないような企業も入れまして、留学生も企業もともに関心の高さがうかがわれるものとなりました。

それでも現実には地方の中小企業の留学生の就職はなかなか進まないということがあります。昨年899人が卒業し、そのうち237人が国内に就職したのですが、県内は36人とどまりました。留学生に聞くと、やはり自分が学生生活を送った地域、大分、別府には愛着が生じてくる。なので地元で働きたいという声は多くあります。

ではなぜ地域での就職につながらないかというときに、必ず上がってくる問題の1つが、これは企業側の理由が大きいのだと思いますけれども、出入国管理法及び難民認定法による手続が煩雑だということになるわけでございます。

具体的にどういうことかといいますと、実は法律上の規定云々ということではなくて、運用にかかわる問題でございます。法制度を運用する中でいわゆる大企業と中小企業の取り扱いに歴然とした差があるということでございます。法務省のホームページからいただいた資料を次のページに資料で添付させていただいております。これを見ていただくと歴然と差があるということは一目瞭然となります。表の下のほうに提出資料というところがあるのですが、カテゴリ1と2とカテゴリ3と4の間に線が下のほうで引いていると思います。この線の上段が共通の事項ですが、共通資料を除いてカテゴリ1、2には要らない資料がカテゴリ3、4では必要ですということになります。

中を見てみますと、労働契約を締結する場合は労働者に交付される労働条件とか、日本法人である会社の役員に就任する場合は株主総会の議事録とか、いろいろあります。もっともたとえばもっともかもしれませんけれども、採用しようとする中小企業側になりますと、自分のところほどの書類を用意しなければならないのかを一つ一つ、一々確認しなければならないことになります。本人の資質とは別に会社の資格が要件になっていることになります。カテゴリ1はいわゆる大企業、2も源泉徴収税額は1,500万以上ということですから、相当な規模の企業になります。大分県の多くの中小企業が留学生を雇用しようすると3または4の企業ということでこの書類を作成し、法務局の審査を受けなければならないことになります。

それでは、そこでどんなことが起きているかといいますと、これは一例ですが、工学部出身の留学生をホテルのフロントで採用しようとしたところ、学生の修学内容とどういう関係があるのかということを厳しく審査されたことがあります。そうすると、このケースでは就労ビザが発給されましたが、それまでに2カ月かかるということになったということです。

中小企業の側は人材がそう多くありません。いわゆる総務に当たる人間が多くありませんから、これを説明するためには専任の事務職員に限られるために外部に委託したり、そのための残業がふえたりということになるわけで、精神的な苦痛も含め、事務になれていないということも含めまして、相当な負担感があります。

ちなみに法務局の審査が必要以上に厳し過ぎると言っているのではなくて、この事務に

精通している行政書士などが十分資料を用意し、説明すれば理解が得られるものと認識しています。とは言え、職員の少ない中小企業で負担感が非常に大きいということでございます。また、こんなことをしていれば大企業に負けてしまうという形になります。

先ほどホテルのフロントでの勤務と、工学部での就学内容の関係を問われた例を説明しましたがけれども、これにもう一つ問題がありまして、先ほど言いました留学の内容と従事する職務に直結した関係が求められるということがもう一つあります。このことはどういうことにつながるかというと、ホテルのフロントの業務を担当させていた留学生出身者をやはり中小企業ですから営業の経験を積ませようとしたり、あるいは一定期間、配置換えを行って様子を見ようという形で働かせたい。研修であったりそういうものが出てくる場合があります。でも、それをしようとする、これで他の分野の経験が重要なのですけれども、この規定によって資格外活動と指摘されるおそれが出ることになります。あるいはそういう指摘を受けるかもしれません。そうなりますと、資格外活動の許可を一々とれということになりまして、また煩雑な事務処理、なれていない事務処理をしなければいけないという形になるわけでありまして、

今回、留学生の就職拡大のための制度改革として提案させていただいた右側の資料の1番目が、大学での専攻で入学資格はいいのではないかとという話が1番目。

2番目が、次の資格外許可の要件をもう少し見直す必要があるのではないかとというものでございます。

では右側でどうするかということですがけれども、県内の4年制の大学を卒業した外国人留学生が、当該地域内の企業に就職するのであれば、カテゴリ1や2の企業と同様に提出書類を大幅に緩和してほしいというものでございます。通常22歳で卒業します。そして就職に臨む若者にとって大学の期間、成人を挟むこの4年間という期間は相当に大きな経験を積む期間でございます。これだけの経験を日本で積んだ若者、留学生がみずからの成長を見据えて行う就職先の選択の判断は、十分に尊重に値するのではないのでしょうか。それがみずから学び、生活した地方の中小企業を選択先に選ぶような学生の場合はなおさらでございます。

企業側も大学の状況、留学生の状況を十分に把握できます。大学もフォローアップができます。特に大分県では留学生の支援を目的とした大学コンソーシアム大分というものを平成16年に設立しています。この大学コンソーシアム大分には県内の全ての大学、高専が加入しています。一定の審査がどうしても必要だということであれば、例えば県内の民間企業、団体で構成する団体に加入している企業に限定するとか就学の内容を確認したいのなら大学で専攻した科目の履修証明書を添付するとか、大学側の準備で足りるようにして中小企業側の負担を大幅に軽減してもらおう。こういうことによってスピーディーに中小企業が企業と競争しても負けない環境をつくる必要があるのではないかとございまして、

(3)は留学生側に対する配慮を求めるものです。卒業に当たって苦勞する留学生、就

職に苦勞している留学生も多くいます。日本の大学で学んだ経験を生かしてぜひ日本の企業で働きたいのだが、まだ就職先が決まらないということで在留期間を延長して頑張っている留学生に何とかエールを送ってもらえないかと思っております。そのためには現状6カ月、延長しても1年までというのをさらに1年、計2年間延長してほしい。そして、この期間、留学生の生活は大変苦しいものになりますので、その生活支援を考えて現行28時間までと厳しく制限されているアルバイトについて、例えば企業でインターンシップを受けて、インターンシップや生活維持のためのアルバイトを認めるなど、とにかく就職実現を最重点として捉える観点で制度改正してもらえないかというものでございます。

その右側の下に留学生の創業拡大のための制度改正ということを掲げておりますけれども、これはさきの国会で法案提出をいただきまして、こちらについて推進していただくような動きがありますので、こういった動きと合わせて留学生という形でせつかく日本と縁のできた人材を地域で活用できるように、特段の配慮をお願いしたいというものでございます。

これからは世界的に留学生の取り合いになる獲得競争になると言われております。こういった形で日本が留学生、特にアジアの留学生をしっかりと受け入れて、有意な人材として日本で育て、あるいは向こうでも活躍してもらおうような人材をぜひ育成していただきたい。その一助として県内中小企業、中小企業が持っているさまざまないい支援を継承していく。そういう形につながる、あるいは海外展開につながる、そういうことになればいいなという形で提案させていただきました。

ちょっと早口ですみませんでした。

○原委員 大変ありがとうございました。

先に1点だけ、今この卒業される方が899人で、国内237人で、あと大体皆さん母国に帰られるのでしょうか。

○日高部長 大学で一旦卒業してそのまま院に行く。

○原委員 大学院に行く人もいるわけですね。この中でもう少し就職、在留資格の取得が簡単になれば、本当だったら国内で就職するはずなのに、意に沿わずして何か別の道を進んでいる、あるいは母国に帰られているといったような例というのがどれくらいあるのか、もし把握をされている範囲で。もしなければ結構です。

○日高部長 数として把握できているわけではありません。個々の声を拾い上げる活動をしています。特にAPUとよく話をするのですけれども、そういう中でAPUは非常に評価が高いので、引き合いがたくさん中央のほうから実はあります。そういう学生に大分の企業にという声を出すときに、今のところこの背景が非常にいろいろあるものですから、なかなか声をかけにくいんだということを言っています。

ですから大分はフリーだ。君たちは大分で活躍する以上はこんなことを何も遠慮せずに、どんどん大分の企業と縁を持っていつもそういう気持ちでやってくれればいいんだというメッセージを送れば、相当広がってくるのではないかということをお話されてお

ります。ですから、メッセージの出し方は明らかに形は向こうは全然要らないところが、手続が簡単などからオファーがどんどん来るような状況ですので、そこに大分側がアプローチするのが非常に厳しくなっているという状況がございます。

APUに限らず、ほかの大学も頑張っていたいて、県内に就職している学生は実はAPU以外の大学も多いのですけれども、私どもとしてはまずメッセージ、我々が留学生を積極的に受け入れたいんだ。受け入れて留学生のための全ての環境を大分は準備するんだというメッセージを、何とか伝えられないかということを考えております。

○鈴木委員 私は結構なので、法務省の回答をちょっと。

○原委員 事務局、お願いします。

○藤原次長 これは夏から御提案をいただいておりますし、ほかの自治体、これまでときょうの話と違うのは、26次の構造改革特区提案までしていただいている。きょうは資料もお渡しして、よほど強いニーズといいますか、県のほうでも大変思いを持って進められているということがございますので、そういう意味では真摯に対応させていただいているところでございます。構造改革特区提案のほうもあわせて今、議論しているところなのですが、最初に2番目のところですが、資格外活動許可を取得させるような運用は行っていないということらしいので、ここは現行でもそういった形でむしろやらせていただいているということですので、何がネックになっているかということか、個別具体的な事例で御不便がかかっているところをむしろおっしゃっていただいて、それをまた直接法務省とも議論するということが既にもうやっとなければいけないのですが、まだ十分できていないのであれば、それはうちのほうからもアプローチさせますので、そういうふうに使っていただきたいと思っております。

1番目と3番目は見ていただきますとわかるとおり、法務省からはとにかく単純労働者は移民問題につながりかねない。これはこれで1つの懸念がございます。センシティブな話ではございますが、ではどうやればそれが回避できるのかということで、当方としましては矢印の先でございますが、書類の簡素化等といったところで何か知恵が出ないかとか、最後のほうは就職活動期間の延長ができないか等々、自治体の関与があることによって、自治体がこれだけいろいろと責任を持ってやっていただけるということをもって、何とかそういった懸念が払拭できないかということで、少し知恵を出させていただいているところでございますが、いずれにしてもまた調整を続けたいと思っております。

以上です。

○鈴木委員 法律とか規制の緩和ではなくて、運用の緩和という非常に悩ましい問題ですね。私はすごくあると思うのです。私の保育の分野なんかだと、法律にも省令にも何も書いていないのだけれども、運用のところでもものすごいことを言われているというのが結構あるので、これをどう闘うかですね。だから逆の省令を出させるというのは1つの手で、保育なんかの場合には株式会社の参入を運用の段階で要するに市町村が認めないということをやっていたのですけれども、それはだめよという省令を新たに厚労省に出させ

たのです。だから何かそういうような手もあるので、要するにこういう運用をしたらだめよという省令を出させるとか、何か工夫があるのではなかろうかと思えます。大変結構だと思うのです。こういうものこそやらなければいけないと思えます。

○日高部長 私どもとしては、本当にいい環境で今、大学が留学生を受け入れることができていますので、この留学生を受け入れた人が日本のどこに着目して、どういうことをやってみたいのか。それが一番やれる環境は地方にあるのではないかと思っています。ですから、それを単純労働がだめだとか、こういう議論ではなくて、単純労働に見えるかもしれないけれども、そこにつながる単純労働と全体の会社運営というのがセットになっているようなところがあるのが中小企業の1つの特異性なのです。ですから分野で限ろうとすること自体が中小企業という概念と矛盾しているのではないか。あるときは単純労働みたいなものを行っているけれども、あるときは会社の社長の片腕みたいなこともやっているわけです。いろいろなことをやらなければいけないということがあります。その大学生が非常に真面目で、一生懸命経験を積んだ大学生が自分で一生懸命選ぶ進路ですから、少しそこはそういう人を認めていただきたい。意思、志をです。ですから下ばかり見るのではなくて、もう少し上を見るようなことができないのかということが、私どもの口幅ったい言い方をさせていただくと、そういう。

○鈴木委員 そうですね。だから単純労働でないとか、あるいは中小企業でもちゃんとしっかりやっているんだということが担保できるような仕組みをむしろ大分のほうで、コンソーシアムのほうで登録企業にしてちゃんと審査をやっていますとか、法務省のほうも階段がおりられるような言いわけと言え、こういうことをやっているから大分は大丈夫なんですというようなものがあると、またちょっと闘い方もあるのではないかと思うので、引き続き両方で作戦を。

○日高部長 法務省の運用側で処理をちゃんと提出して審査いただくところが、全く理解がないとか、そんなことを言うつもりはさらさらなくて、基本的には説明すれば理解をしていただけるような運用の実態はあるとは思っています。ただ、制度として厳然としてありますので、こういうものが必要だよというところから今のところは各中小企業に説明に入らなければいけないのです。ですから、それは1つの階段として大きなものがあるということをご理解いただければと思います。

○原委員 先ほどの御説明の中でも、担保措置の部分について大学のコンソーシアムのほうで代替されるというところは非常に説得的だと思いました。そういうところは法務省との関係でもぶつけながらうまく折衝できるといいのかなと。

○藤原次長 そういった議論は法務省とされていますか。

○事務局 まだです。

○藤原次長 だからまだそういう折衷的な議論になっていないので、きょういただいたものをヒントに再度また。すみません、夏から提案いただいている、構造特区の提案もいただいているながらアクションがきちんととれていまして大変申しわけないのですが。

○鈴木委員 冒頭おっしゃったように実態がわかるといいですね。だからせつかく働きたいと思っているのだけれども、できればなれ親しんだ地元で働きたいと思ったのだけれども、難しいので帰ってしまいましたというのが事例としていっぱいあるとかないとかというのがあるといいかもしれないですね。

○日高部長 私どもも仮定事例の形で今、いろいろな資料を用意して、こういう形の資料もつくって、企業側にもこういった形で活用してほしいという形で事例をだんだん積んでおりますので、またそういうことも資料提供できるものがあればさせていただきたいと思えます。

○原委員 これはぜひ何とか進められればと思いますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。